

大阪市障がい者スポーツセンター
施設の概要
(詳細版)

目 次

I	大阪市障がい者スポーツセンター位置図・施設平面図	…	P1
1	長居障がい者スポーツセンター	…	P2
2	舞洲障がい者スポーツセンター	…	P4
II	大阪市障がい者スポーツセンター利用者数	…	P7
1	長居障がい者スポーツセンター	…	P8
2	舞洲障がい者スポーツセンター	…	P8
III	大阪市障がい者スポーツセンター収支状況	…	P10
IV	大阪市障害者スポーツセンター条例・条例施行規則等	…	P13
○	大阪市障害者スポーツセンター条例	…	P14
○	大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則	…	P22
○	大阪市障がい者スポーツセンター管理運営事務取扱要綱	…	P25

I 大阪市障がい者スポーツセンター 位置図・施設平面図

1 長居障がい者スポーツセンター

(1) 位置図

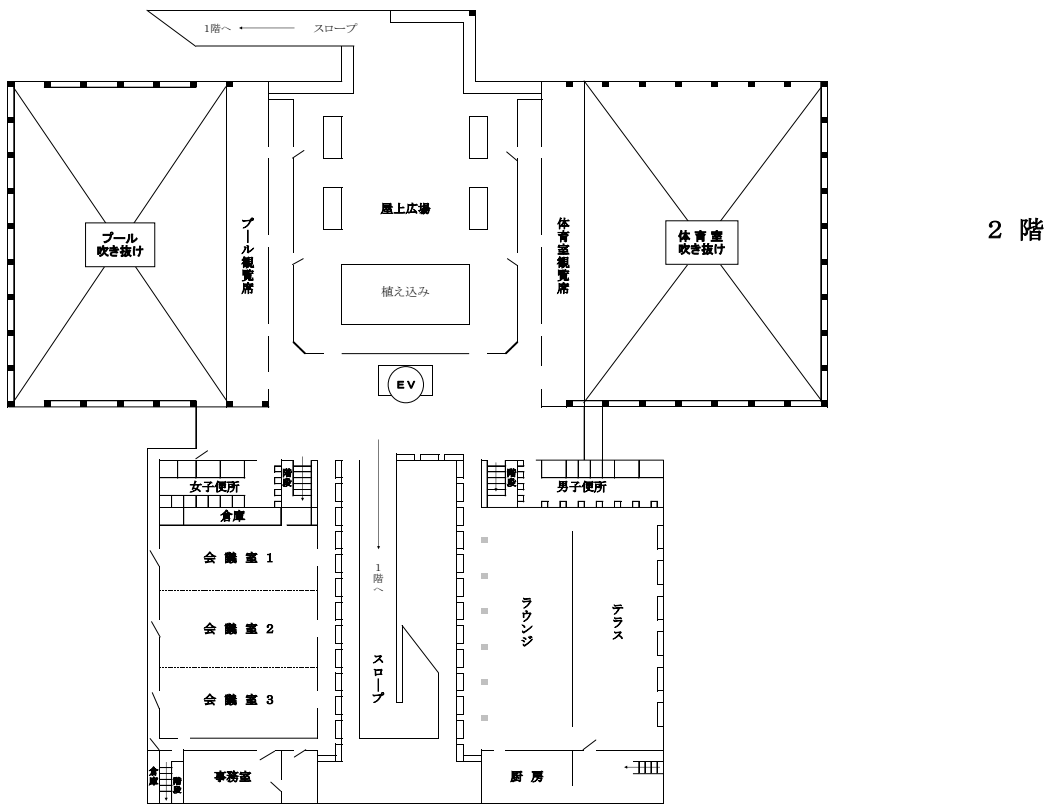
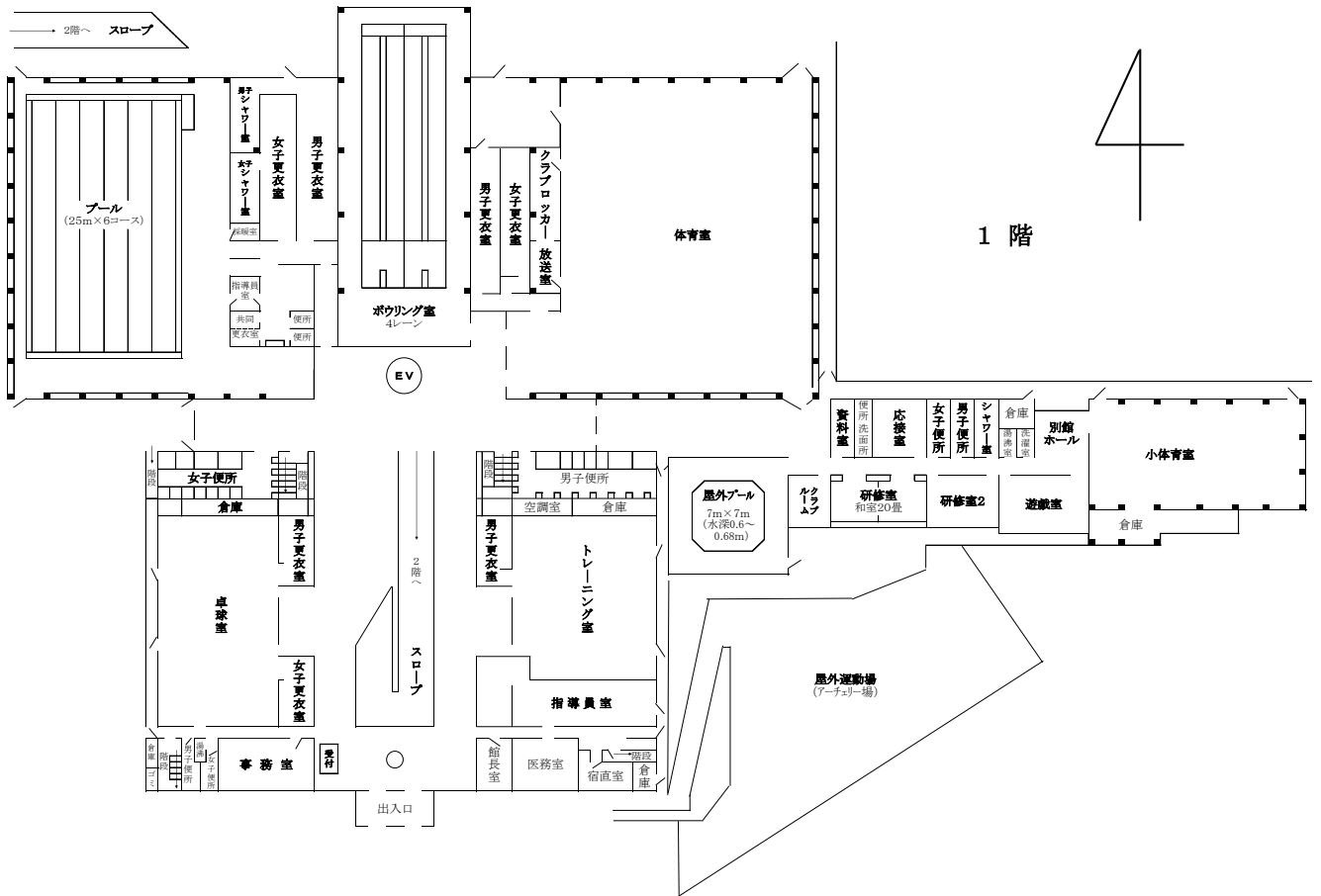
大阪市東住吉区长居公園 1 番 32 号

(Osaka Metro・JR 長居駅すぐ)



※ 出展元「マップナビおおさか」

(2) 平面図

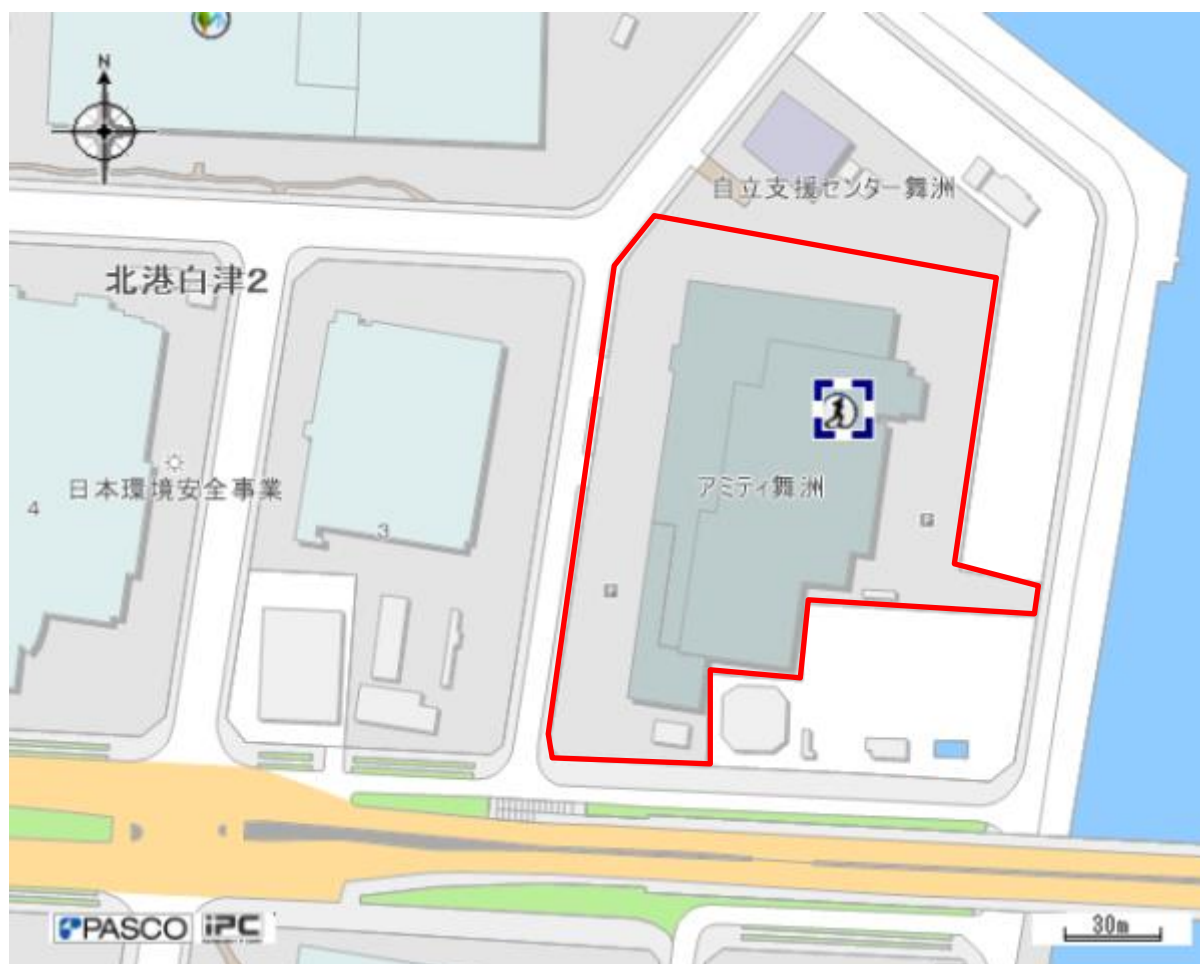


2 舞洲障がい者スポーツセンター

(1) 位置図

大阪市此花区北港白津二丁目1番46号

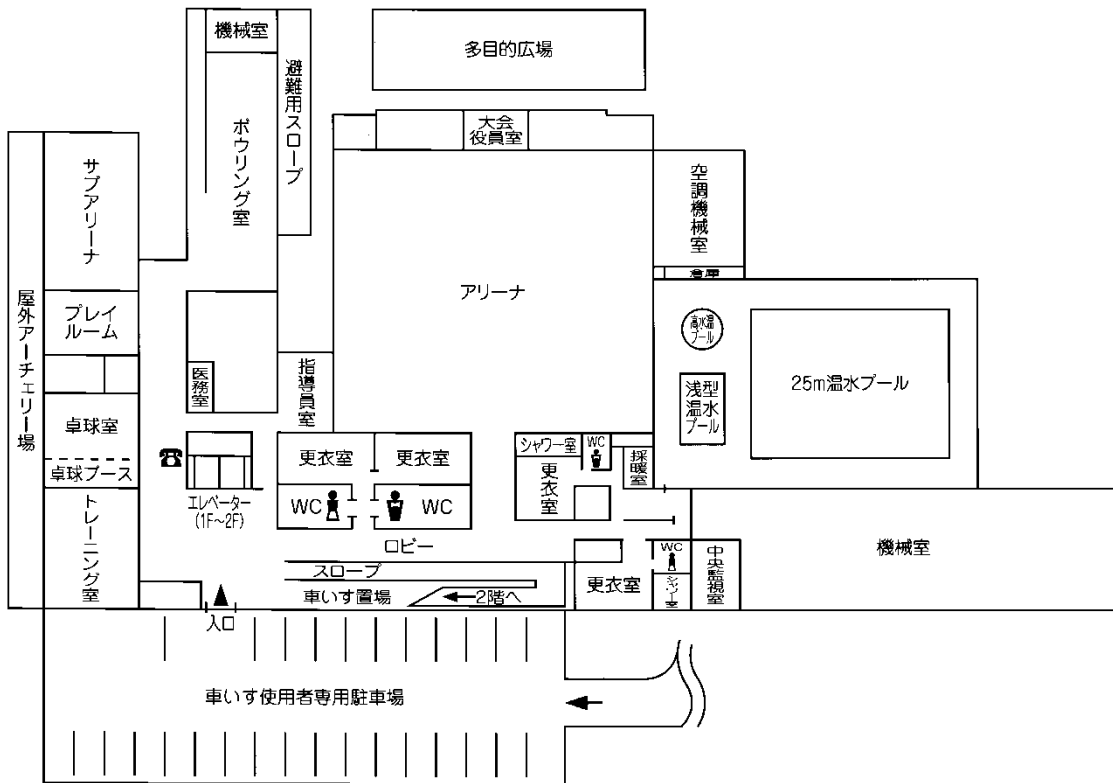
(JR桜島駅よりシャトルバスで約10分)



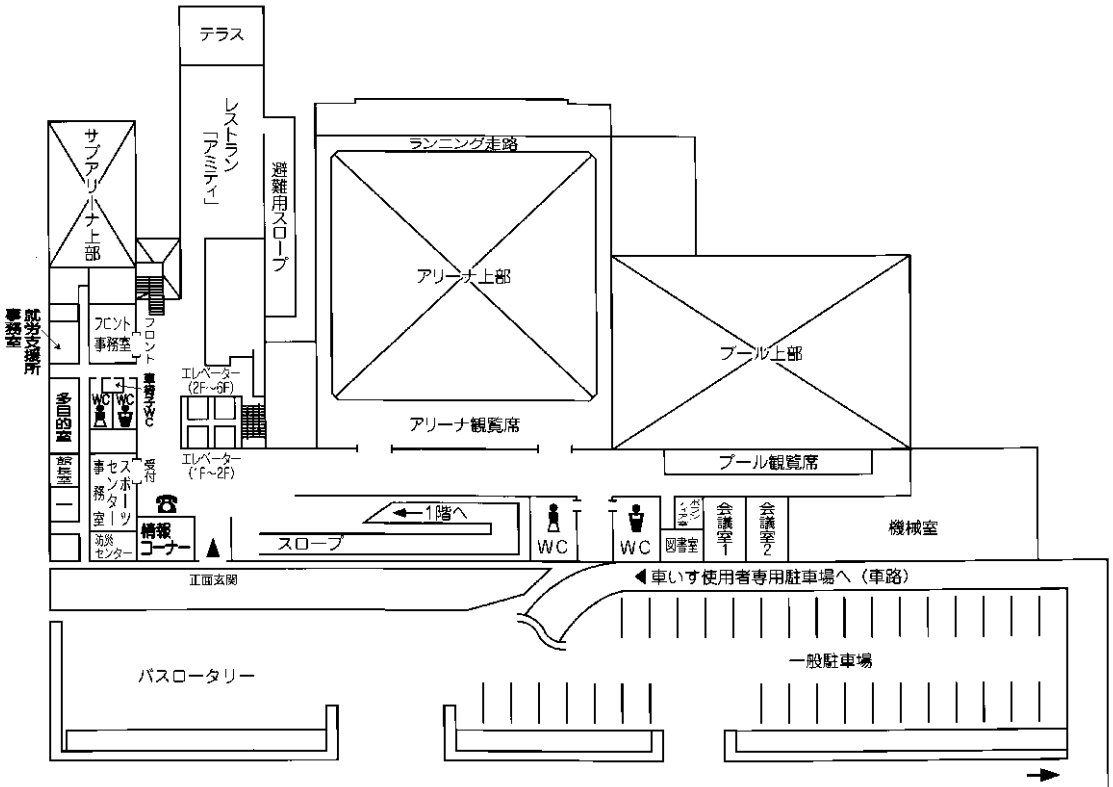
※ 出展元「マップナビおおさか」

(2) 施設平面図

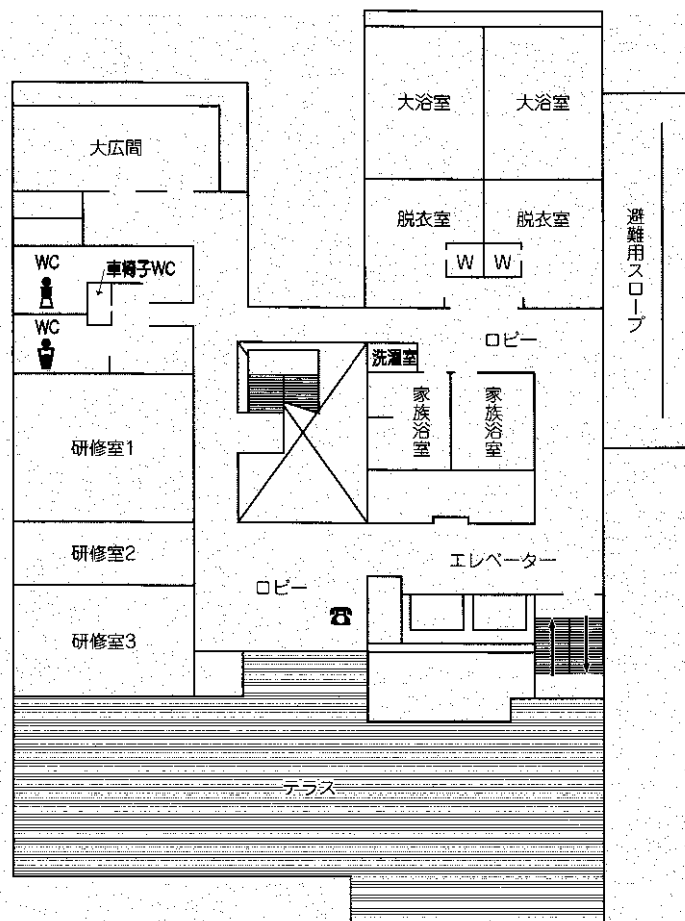
ア 1階部分



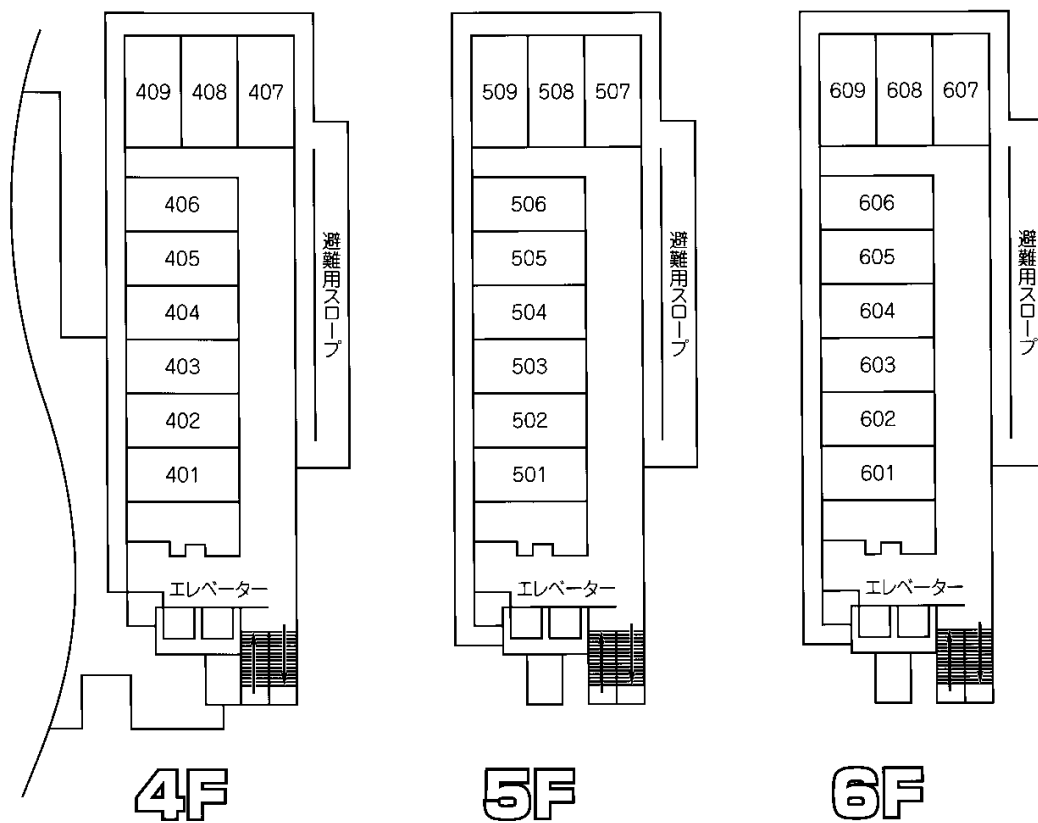
イ 2階部分



ウ 3階部分



エ 4階から6階



Ⅱ 大阪市障がい者スポーツセンター 利用者数

1 長居障がい者スポーツセンター

年度	開館 日数 (日)	延利用 者数 (人)	内訳 (人)			
			個人利用		専用利用	
			障がい者	介護人	障がい者	介護人
平成 28 年度	297	361,511	182,934	77,364	62,816	38,397
平成 29 年度	298	373,081	185,109	81,475	65,402	41,095
平成 30 年度	294	345,425	172,704	75,464	60,082	37,175
令和元年度	270	311,583	158,508	68,537	52,219	32,319
令和 2 年度	239	37,646	18,629	2,487	10,426	6,104
令和 3 年度	251	60,429	36,426	5,369	11,894	6,734
(備考)						
平成 28 年度	12 月 1 日～3 月 8 日	改修工事に伴うプール供用休止				
平成 30 年度	9 月 6 日～14 日	台風被害に伴う休館				
令和元年度	1 月 4 日～2 月 28 日	改修工事に伴うプール供用休止				
	2 月 29 日～3 月 31 日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う全館休館				
令和 2 年度	4 月 1 日～6 月 7 日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館				
		その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少				
令和 3 年度	4 月 25 日～6 月 20 日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館				
		その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少				

2 舞洲障がい者スポーツセンター

(1) スポーツ施設

年度	開館 日数 (日)	延利用 者数 (人)	内訳 (人)			
			個人利用		専用利用	
			障がい者	介護人	障がい者	介護人
平成 28 年度	300	267,446	127,218	76,969	36,177	27,082
平成 29 年度	298	263,637	129,013	74,527	35,825	24,272
平成 30 年度	297	257,826	125,133	70,684	37,011	24,998
令和元年度	273	225,974	107,260	62,539	33,357	22,818
令和 2 年度	243	38,840	22,124	11,590	3,097	2,029
令和 3 年度	250	49,436	26,617	12,774	5,951	4,094
(備考)						
平成 28 年度	12 月 21 日～28 日	改修工事に伴うプール供用休止				
平成 29 年度	12 月 20 日～28 日	改修工事に伴うプール供用休止				
平成 30 年度	12 月 19 日～28 日	改修工事に伴うプール供用休止				
令和元年度	12 月 18 日～28 日	改修工事に伴うプール供用休止				
	2 月 29 日～3 月 31 日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う全館休館				
令和 2 年度	4 月 1 日～6 月 7 日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館				
		その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少				
令和 3 年度	4 月 25 日～6 月 20 日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館				
		その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少				

(2) 宿泊・研修施設

(単位：人)

年度	開館 日数 (日)	延利用 者数 (人)	内訳 (人)			
			宿泊	休憩	研修室	大広間
平成 28 年度	無休	27,001	14,266	1,251	7,946	3,538
平成 29 年度	無休	24,736	13,153	1,205	7,173	3,205
平成 30 年度	無休	23,290	11,844	1,043	7,135	3,268
令和元年度	無休	21,051	10,728	944	6,573	2,806
令和 2 年度	無休	5,486	2,657	940	1,719	170
令和 3 年度	308	4,723	2,091	482	1,837	313
(備考)						
令和元年度	3月から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用者の大幅な減少					
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用者の大幅な減少					
令和 3 年度	4月 25 日～6月 20 日新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館 その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少					

Ⅲ 大阪市障がい者スポーツセンター 収支状況

1 スポーツ施設使用料収入（大阪市の歳入〔指定管理者に徴収委託〕）

（単位：円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
長居障がい者スポーツセンター	666,570	548,380	573,720	122,030
舞洲障がい者スポーツセンター	2,282,180	2,219,340	1,978,550	387,450
合計	2,948,750	2,767,720	2,552,270	509,480

※ 個人利用：大阪府内に住所を有する障がい者、介護人は無料

団体利用：大阪府内に住所を有する障がい者で構成する団体で、その構成員が 1/2 以上で無料、1/10 以上・1/2 未満の場合は半額

使用料の詳細は、大阪市障害者スポーツセンター条例等及び施設のホームページを参照

2 指定管理者の収支決算

大阪市長居障がい者スポーツセンター・大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの合計

（単位：円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
業務代行料	632,301,000	632,301,000	638,605,475	638,467,531
利用料金収入（宿泊・研修室）	60,604,665	53,811,600	48,327,800	15,236,850
自主事業収入	3,312,667	6,761,736	5,853,773	3,910,676
その他収入	1,021,632	1,768,311	1,160,254	485,123
収入合計	697,239,964	694,642,647	693,947,302	658,100,180
人件費	283,067,382	286,382,356	272,248,895	254,734,213
事業費	130,599,705	138,606,846	142,772,909	93,693,513
事務費	220,370,363	209,096,698	224,696,401	282,458,458
宿泊施設等支出	60,604,665	53,811,600	48,327,800	15,236,850
自主事業支出	2,618,538	6,761,736	5,853,773	3,910,676
支出合計	697,260,653	694,659,236	693,899,778	650,033,710

【参考】業務代行料（大阪市の歳出）の内訳

（単位：円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
長居障がい者スポーツセンター	285,351,000	285,351,000	287,792,224	285,720,326
舞洲障がい者スポーツセンター	346,950,000	346,950,000	350,813,251	352,747,205
合計	632,301,000	632,301,000	638,605,475	638,467,531

※ 舞洲障がい者スポーツセンターの業務代行料は、スポーツ施設部分の運営に関して支払い、宿泊室・研修室は利用料金収入で指定管理者が運営する施設として、本市は業務代行料を支払っていない。

※ 宿泊室・研修室について、令和 2 年度までは、舞洲就労支援所に運営を委託。令和 3 年度からはスポーツ施設と一体運営であるが、引き続き業務代行料は支払っていない。

【参考】エネルギー使用量の実績（指定管理者の支出の内数）

長居障がい者スポーツセンター					
内 容	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電 気	金 額	20,114,356 円	20,240,946 円	19,220,119 円	13,114,622 円
	使用量	927,382 Kwh	912,385 Kwh	855,088Kwh	532,678Kwh
ガ ス	金 額	16,468,893 円	18,269,064 円	15,249,118 円	11,327,432 円
	使用量	194,219 m ³	193,639 m ³	164,732m ³	129,669m ³
水 道	金 額	16,498,170 円	16,555,102 円	15,966,433 円	3,858,753 円
	使用量	28,561 m ³	28,653 m ³	27,557m ³	7,540m ³
舞洲障がい者スポーツセンター					
内 容	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電 気	金 額	43,223,284 円	45,044,492 円	45,416,704 円	43,896,999 円
	使用量	2,355,442 Kwh	2,437,992 Kwh	2,468,107Kwh	2,229,886Kwh
ガ ス	金 額	29,080,675 円	33,293,611 円	29,505,083 円	11,753,326 円
	使用量	460,917 m ³	465,152 m ³	417,450m ³	201,765m ³
水 道	金 額	18,311,372 円	18,126,802 円	20,366,686 円	12,990,805 円
	使用量	31,570 m ³	31,287 m ³	34,327m ³	22,530m ³

【参考】修繕費の実績（指定管理者の支出の内数）

長居障がい者スポーツセンター					
内 容	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
修繕費	金 額	21,213,180 円	15,501,367 円	25,627,762 円	38,290,984 円
舞洲障がい者スポーツセンター					
内 容	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
修繕費	金 額	34,390,449 円	27,065,916 円	30,525,379 円	47,993,540 円

IV 大阪市障がい者スポーツセンター 条例・条例施行規則等

○ 大阪市障害者スポーツセンター条例

平成17年10月19日

条例第119号

改正 平成19年5月30日条例第72号

平成21年9月18日条例第76号

平成25年3月29日条例第75号

平成29年3月29日条例第42号

大阪市障害者スポーツセンター条例を公布する。

大阪市障害者スポーツセンター条例

(設置)

第1条 本市に障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市舞洲障害者スポーツセンター	大阪市此花区北港白津2丁目
大阪市長居障害者スポーツセンター	大阪市東住吉区長居公園

(目的)

第2条 センターは、障害者に対し、スポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供するとともに、障害者のスポーツに関する講習会等を開催することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
- (2) 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催その他障害者のスポーツの指導
- (3) 障害者のスポーツの振興を担う人材の育成
- (4) 障害者のスポーツに関する普及啓発
- (5) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 大阪市舞洲障害者スポーツセンター（以下「舞洲障害者スポーツセンター」という。）の宿泊室及び研修室は無休とする。

2 宿泊室及び研修室を除く舞洲障害者スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 毎月第3月曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 大阪市長居障害者スポーツセンター（以下「長居障害者スポーツセンター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (2) 毎月第3木曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」

という。)は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

5 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センター(舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室を除く。)の供用時間は、午前9時から午後9時まで(日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後6時まで)とする。

2 舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊 午後4時から翌日午前10時まで

(2) 休憩 午前11時から午後3時まで

3 前条第4項及び第5項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは「第5条第1項及び第2項」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「第5条第1項及び第2項の規定による供用時間を変更する」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第5条第3項の規定により読み替えられた第4条第4項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第6条 別表第1に掲げる舞洲障害者スポーツセンターの施設及び別表第2に掲げる長居障害者スポーツセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可(以下「使用許可」という。)を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2) 営利を目的とするとき

(3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(4) 管理上支障があるとき

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき

(6) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第10条 別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、特定施設の使用許可を受けた者（第13条において「使用者」という。））は、別表第1ア及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 特定施設を専用使用する場合における別表第1ア及び別表第2の児童等（18歳未満の者をいう。以下同じ。）及び児童等以外の者の適用区分については、当該使用の目的及び当該使用に係る児童等の割合を勘案して市長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する障害者の個人使用に係る特定施設の使用料は、無料とする。

(使用料の納付の時期)

第11条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を免除することができる。

- (1) 法人その他の団体でその構成員の総数の2分の1以上の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが専用使用するとき
- (2) 本市の区域内に住所を有する障害者が特定施設を使用することに伴い必要であると市長が認める介護その他の支援を当該障害者に対して行う者が使用するとき

2 市長は、法人その他の団体でその構成員の総数の10分の1以上2分の1未満の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが特定施設を専用使用するときの使用料にあっては、別表第1ア及び別表第2に定める金額の2分の1に相当する額を減額することができる。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 障害者の福祉に関する本市の事務又は事業のために使用するとき
- (2) 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により特定施設を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかつたとき

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に別表第1イ及びウに掲げる施設（以下「特定施設外施設」という。）及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 特定施設外施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1イ及びウに掲げる金額（特定施設外施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他特定施設外施設の使用許可を受けた者（次号において「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により特定施設外施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が特定施設外施設の使用を開始する前に当該特定施設外施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(管理の代行)

第15条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) センターの名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消

しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること

(3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げるセンターの事業の実施に関すること

(2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他センターの管理に関すること

（施行の細目）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（附則ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成18年4月1日施行、告示第295号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第16条から第18条まで及び第19条前段の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について舞洲障害者スポーツセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、舞洲障害者スポーツセンターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則

第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則（平成19年5月30日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日条例第76号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第75号）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第4項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月29日条例第42号、平成30年1月1日施行、告示第1572号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第10条第1項、第11条及び第13条の規定は、改正後の条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、特定施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

別表第1（第6条、第10条、第14条関係）

ア 体育室等の使用料

区分			使用料									
			専用使用							個人使用		
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間1時間までごとに			
体育室	A	全面を使用する場合	児童等	1,800円	2,700円	4,500円	3,800円	6,500円	8,300円	600円	1回につき	100円
			児童等以外の者	2,300円	3,400円	5,700円	4,800円	8,200円	10,500円	800円	1回につき	200円
		所定の方法により仕切って使用する場合	児童等	960円	1,400円	2,400円	2,000円	3,440円	4,440円	300円	1回につき	50円
			児童等以外の者	1,200円	1,800円	3,000円	2,500円	4,300円	5,500円	400円	1回につき	100円
	B	児童等	480円	700円	1,200円	1,000円	1,720円	2,220円	150円	1回につき	50円	
		児童等以外の者	600円	900円	1,500円	1,250円	2,150円	2,750円	200円	1回につき	100円	
プール	児童等		16,000円	22,400円	38,400円	32,000円	54,400円	70,400円	6,400円	1回につき	100円	
	児童等以外の者		20,000円	28,000円	48,000円	40,000円	68,000円	88,000円	8,000円	1回につき	200円	
卓球室	児童等		1台 1時間につき 150円							1時間につき	30円	

	児童等以外の者	1台 1時間につき 200円							1時間につき 50円
ボーリング室	児童等	1レーン 2時間につき 2,000円							1ゲームにつき 100円
	児童等以外の者	1レーン 2時間につき 2,500円							1ゲームにつき 150円
トレーニング室	児童等	400円	600円	1,000円	800円	1,400円	1,800円	150円	1時間につき 50円
	児童等以外の者	500円	750円	1,250円	1,000円	1,750円	2,250円	200円	1時間につき 100円
会議室		1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円	
		所定の中仕切りを用いて会議室の面積の2分の1を使用する場合の使用料は、上記による金額に2分の1を乗じて得た額とする。							

イ 宿泊室の利用料金

区分		利用料金	
		宿泊	休憩
小学生等以外の者 (12歳以上の者に 限る。)	障害者若しくは障害者の介護者(障害者1人につき2人までに限る。)又は65歳以上の者	1人1泊につき 4,000円	1人1回につき 600円
	その他の者	1人1泊につき 6,500円	1人1回につき 1,000円
小学生等		1人1泊につき 2,800円	1人1回につき 400円

1室に1人で宿泊する場合は、上記金額に1泊につき、1,000円を加算した額とする。

ウ 研修室の利用料金

区分	利用料金							
	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間1時間までごとに	
研修室	A	1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円
	B	1,300円	2,000円	3,300円	3,000円	5,000円	6,300円	500円
	C	800円	1,200円	2,000円	1,800円	3,000円	3,800円	300円

備考

- この表において、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「終日」とは午前9時から午後9時までをいう。(別表第2において同じ。)
- この表において「小学生等」とは、小学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する者又は6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で小学校に在学していないものをいう。
- この表において、「障害者の介護者」とは、介護のために障害者と同伴して宿泊室を使用する者をいう。

4 体育室及び研修室の区分の欄においてアルファベットは、Aを第1順位とする広さの順位を示す。

別表第2（第6条、第10条関係）

区分		使用料								個人使用	
		専用使用							超過時間 1時間ま でごとに		
		午前	午後	午前・午 後	夜間	午後・夜 間	終日				
体 育 室	A	児童等	960円	1,400円	2,400円	2,000円	3,440円	4,440円	300円	1回につき	50円
		児童等以 外の者	1,200円	1,800円	3,000円	2,500円	4,300円	5,500円	400円	1回につき	100円
	B	児童等	480円	700円	1,200円	1,000円	1,720円	2,220円	150円	1回につき	50円
		児童等以 外の者	600円	900円	1,500円	1,250円	2,150円	2,750円	200円	1回につき	100円
プ ー ル	屋 内	児童等	10,000円	14,000円	24,000円	20,000円	34,000円	44,000円	4,000円	1回につき	100円
		児童等以 外の者	12,500円	17,500円	30,000円	25,000円	42,500円	55,000円	5,000円	1回につき	200円
	屋 外	児童等								1回につき	50円
		児童等以 外の者								1回につき	100円
卓球室	児童等	1台 1時間につき 150円								1時間につき	30円
	児童等以 外の者	1台 1時間につき 200円								1時間につき	50円
ボーリ ング室	児童等	1レーン 2時間につき 2,000円								1ゲームにつき	100円
	児童等以 外の者	1レーン 2時間につき 2,500円								1ゲームにつき	150円
トレ ー ニ ン グ 室	児童等	400円	600円	1,000円	800円	1,400円	1,800円	150円	1時間につき	50円	
	児童等以 外の者	500円	750円	1,250円	1,000円	1,750円	2,250円	200円	1時間につき	100円	
会議室	A	1,700円	2,000円	3,700円	3,000円	5,000円	6,700円	500円			
	B	500円	600円	1,100円	750円	1,500円	2,000円	150円			

備考 体育室及び会議室の区分の欄においてアルファベットは、Aを第1順位とする広さの順位を示す。

○ 大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

平成17年10月19日

規則第145号

改正 平成18年3月31日規則第22号

平成19年5月30日規則第130号

平成24年3月30日規則第95号

平成25年6月14日規則第154号

平成29年12月1日規則第145号

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則を公布する。

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第4項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 使用の日時

(3) 使用の目的

(4) 使用しようとする施設（条例第6条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び附属設備

(5) 使用予定人数

(6) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める期間又は日に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 宿泊室及び研修室 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 障害者若しくは介護のために障害者と同伴して施設を使用しようとする者又は65歳以上の者が申請を行う場合 施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の12月前の日から使用日までの間

イ アに掲げる場合以外の場合 使用日の6月前の日から使用日までの間

(2) 宿泊室及び研修室以外の施設 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間又は日

ア 専用使用に係る申請を行う場合 使用日の3月前の日から使用日までの間

イ 個人使用に係る申請を行う場合 使用日

3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること

(2) 前号に定めるもののほか、特定施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に使用料を納付することが困難であるものとして市長が定める事由

(使用料の納付の時期)

第3条 条例第11条の市規則で定める日は、使用日とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第11条の市規則で定める日は、使用日の30日後の日とする。

(使用料の還付)

第4条 条例第13条第2号の市規則で定める日は、使用日とする。

2 市長は、条例第13条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 条例第13条第1号に該当する場合 使用料の全額(条例第10条第1項に規定する使用者(以下「使用者」という。))が特定施設を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該特定施設を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該特定施設を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額)

(2) 条例第13条第2号又は第3号に該当する場合 使用料の全額
(利用料金)

第5条 条例第14条第3項の市規則で定める金額は、次のとおりとする。

カラオケ装置 一式 1回につき 5,000円

(利用料金の納付の時期)

第6条 条例第14条第1項に規定する利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

(指定申請の公告事項)

第7条 条例第16条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)

(2) 指定申請に必要な書類

(3) 条例第18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨
(指定申請の方法)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿及び履歴書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)とする。

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの条例第1条の表に掲げる障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第9条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、センターの稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（施行の細目）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日規則第130号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第95号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月14日規則第154号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第145号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の前に行われた大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第6条第1項に規定する施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則第2条第1項の規定による申請とみなす。

○ 大阪市障がい者スポーツセンター管理運営事務取扱要綱

制 定 昭和49年5月2日

最近改定 令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンター及び大阪市長居障がい者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の管理運営にかかる事務取扱について、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号。以下「条例」という。）及び大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則（平成17年大阪市規則第145号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定め、もって円滑な施設の管理運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する者をいう。

(使用者)

第3条 条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を使用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者
- (2) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙「療育手帳制度交付要綱」の定めるところによる療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障がい者保健福祉手帳（以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者
- (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (5) 第6条に規定する利用者カードの交付を受けている者
- (6) 前5号に掲げる者（以下「障がい者等」という。）と行動を一にして、その介護にあたる者又は団体の引率若しくは指導等にあたる者（以下「介護人」という。）。ただし、障がい者等1名につき1名までとし、指定管理者が特に必要と認める場合は、2名とすることができるものとする。
- (7) 障がい者等とともに行動する家族、友人等（以下「同行者」という。）。ただし、概ね5名以内とする。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が適当と認めた者

2 スポーツセンターの施設を団体が使用できるのは、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

- (1) 障がい福祉サービス事業所等又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児が通学する学校等が指導若しくは行事（いずれも障がい者等が参加するものに限る。）のために、指導者の引率のもとに使用する場合
- (2) 障がい者等を構成員とする団体であって、介護等の体制が整っている場合
- (3) 前2号に掲げる団体の職員が、障がい者等の健康の増進または福祉の向上を目的として使用する

場合

(4) 障がい者等の保護者等で構成する団体が、障がい者の健康の増進または福祉の向上を目的として使用する場合

(5) その他、指定管理者が適当と認める場合

3 前項第3号から第5号に掲げる団体の使用については、施設の管理運営に支障を与えない範囲内とし、原則として、定期的な使用は認めない。

(使用の申請)

第4条 規則第2条第1項における所定の申請書は、使用する施設ごとに次のとおりとする。

(1) 特定施設 使用申請書（様式第1号又は様式第2号）

(2) 条例第14条第1項に規定する特定施設外施設（以下「特定施設外施設」という。） 使用申請書（様式第5号の1又は第5号の2、第5号の3）

(使用申請の受付)

第5条 特定施設の使用申請書の受付は、次のとおりとする。

(1) 個人使用申請の受付 受付時に、第3条第1項第1号から第3号に規定する手帳（以下「障がい者手帳」という。）、戦傷病者手帳、利用者カード又は指定管理者が発行した障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていることを証する利用カードの提示を求めるものとする。

(2) 専用使用申請の受付 受付時に、必要に応じて、会則、会員名簿等の提出を求めるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、指定管理者が特別な事由があると認められるときは、この限りではない。

(利用者カードの交付)

第6条 指定管理者は、利用者カードの交付申請があった場合、本人または保護者に、次の各号のいずれかの提出を求め、原則として、面談した上で調査（様式第8号）を作成し、すみやかに利用者カード（様式第7号）を交付する。

(1) 障がい者手帳の交付申請中である旨の保健福祉センター所長の証明書

(2) 障がい者手帳を所持する者と同程度の障がいがある旨の学校長の証明書

(3) 障がい福祉サービス受給者証

(4) こども相談センター所長の証明書

(5) 公的医療機関（市民病院等）の医師が障がい者と同程度であると認める診断書

(6) 発達ノート（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者等に対して本市が配付する発達障がい者の氏名、住所、連絡先等や行動特徴その他の発達障がい者に係る情報を記録するためのノートをいう。）

(7) その他、指定管理者が必要と認める書類

2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード記載の内容に変更があったときは、当該変更を証する書類を提示した上で、利用者カードの再発行を指定管理者に求めることができるものとする。その場合、指定管理者は既に交付している利用者カードの返還を受けた上で、利用者カードを再交付するものとする。

(利用者カードの有効期間)

第7条 利用者カードの有効期間は、前条第1項第1号に掲げる書類の提出により交付した場合は原則として3か月とし、それ以外の書類の提出により交付した場合は、原則として1年間とする。

(使用の許可)

第8条 指定管理者は、使用申請書の提出があった場合において、当該使用が適当と認めるときは、使用承認書（様式第3号又は第4号、第6号の1、第6号の2、第6号の3）を申請者に交付するものとする。

る。

- 2 指定管理者は、当該使用が不適当と認めるときは、その理由及び3か月以内に審査請求ができる旨を申請者に通知するものとする。
- 3 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、スポーツセンターを使用する場合において、使用承認書並びに障がい者手帳、戦傷病者手帳又は利用者カード及び年齢を証する書面の提示を求めることができる。
- 4 前第1項及び第3項の規定にかかわらず利用者が、本市又はスポーツセンターが実施する事業等に参加する場合にあっては、当該事業の参加証をもって使用承認書にかえることができる。

（使用料の減免）

第9条 条例第12条第3項第2号の公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 障がい者等（本市の区域内に住所を有する者を除く。）が特定施設を使用することに伴い介護人が使用するとき
- (2) 大阪府の区域内に住所を有する障がい者等が特定施設を使用するとき
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

2 使用料の減免又は免除の申請は、使用申請書に所定の事項を記入して申請しなければならない。

（利用状況の報告）

第10条 指定管理者は、スポーツセンターの利用状況を毎月、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から実施する。